# 明治以降の上賀茂社家町における池と水路の水システムの変遷*

Transition of Water System consisted of Canals and Ponds in Kamigamo Shake-machi since the Meiji Era

林 倫子**　林 孝弥***　出村 嘉史****　川崎 雅史*****

By Michiko HAYASHI, Takaya HAYASHI, Yoshifumi DEMURA, Masashi KAWASAKI

Abstract

Kamigamo Shake-machi in Kyoto has a historic water system consisted of canal network and old ponds in residential sites of Shinto priests. This study aims to clarify its transition since the Meiji era. The location of canals and ponds were investigated chronologically through the reference of old maps and a series of interviews with inhabitants in Shake-machi today. The major results are the followings: a) Water supplied by water system in Kamigamo Shake-machi has been used for domestic use and irrigation use. b) There were a total of 50 ponds supplied from water system. c) Today the water is supplied to only about half of 50 ponds. d) Seven ponds were constructed after the Meiji era. e) The number of surviving ponds varies from area to area. It depends on the development control and feature of water system.

## １．はじめに

京都市北区の賀茂別雷神社（以下上賀茂神社と表記）社家町は，賀茂川の分流である明神川とその水を取り込んだ池をもつ伝統的な社家独自の様式をもつ邸宅で知られる．しかしその池が伝建地区外にも広く分布しており，水路と池の繋がりが一つの系を成して町内に水を送っていた事実はあまり知られていない．本研究ではこの池と水路によって構成された水システムに着目する．

この水システムは，洗い場や池の形成と維持に欠かせない基軸施設であり，中世からの歴史をもつ上賀茂社家町の形成に大きく影響したものと推測される．しかし日本の多くの都市と同様社家町とその周辺の水環境は近代以降大きく変化しており，この水システムも改変と縮小を経てきた．更に現在では，ひとつの系を成すはずの水システムが場所ごとに民地・水路・道路側溝と異なる枠組みで整備されており，これらを体系的に記述した資料や研究が存在しなかった．当地区の将来的な水辺景観保全の指針を示すための基礎的な資料として，水システムの履歴と変化の要因を体系的にまとめる必要があると考えた．

以上のような背景から本研究では，住民へのヒアリング調査と地図の読み取り調査を通じて，上賀茂社家町の明治以降の池と水路の水システムの変遷を明らかにすることを目的とする．2 章では，社家町内の水システムを構成する水路の特性および町内に水を行き渡らせるメカニズムを明らかにするために，対象地区を含む広域的な灌漑システムの概要と，その中での社家町の水システムの位置づけを示す．3 章では，水システムの主な構成要素である水路と池についての調査内容とその結果を示し，4 章では 3 章の調査結果を踏まえ，場所ごとの水システムの変遷について，池の消失に着目して考察する．

## ２．広域的な水利用からみる社家町内の水システムの位置づけ

賀茂社の創建は平安以前といわれ，賀茂氏の支配者であり後の社家の系譜へつながる賀茂県主は 734（天平 6）年には既に現在の社家町岡本あたりに居住していたとされる[1]が，社家町内の水路網の成立に関する資料は現在確認されていない．ただし，社家町内の水路網の基軸である明神川は周辺農地への通水においても重要な水路であることから，集落内での水利用の歴史と周辺農地での灌漑の歴史は不可分であろうと推察される．

清水[2]が指摘したように，上賀茂神社は明治に至るまで賀茂川の水利権を掌握しており，賀茂川流域に展開していた中世の賀茂六郷を社領として支配していた．社家町の下流，賀茂川と高野川に挟まれたデルタ地帯には，中世当時岡本郷と中村郷の農地が広がっていたが，当時の検地帳を復元した須磨[3]の成果によると，その農地範囲は明治のそれとほぼ変化がなかったという．これらの農地へ賀茂川の水を送るための幹線水路が現在の明神川と菖蒲園川（乙井川）であった[4]．地形勾配から，明神川は岡本郷と中村郷の北部分へ，菖蒲園川は中村郷の南部分へ通水していたと考えられる（**図－１**）．

時代が下って 1689（元禄 2）年成立の『山城国愛宕郡下鴨境内』[5]では，現在の菖蒲園川と考えられる「井手川筋」以南が賀茂御祖神社（以下下鴨神社と表記）領とされており，中世の中村郷のうち菖蒲園川以南，つまり菖蒲園川による灌漑範囲が下鴨神社領として再編されていたことが確認される．この社領再編により，上賀茂神社領にとっての菖蒲園川への通水の必要性は失われたものと考えられる．以来上賀茂では，明神川が唯一の灌漑用幹線水路として，そして菖蒲園川は余剰水の排水路

---

*keywords：社家町，水路網，池

**学生員　京都大学大学院工学研究科 博士後期課程
（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂 C1-1-208）
***正会員　修士　東邦ガス株式会社
****正会員　博士（工）　京都大学大学院工学研究科 助教
*****正会員　博士（工）　京都大学大学院工学研究科 教授

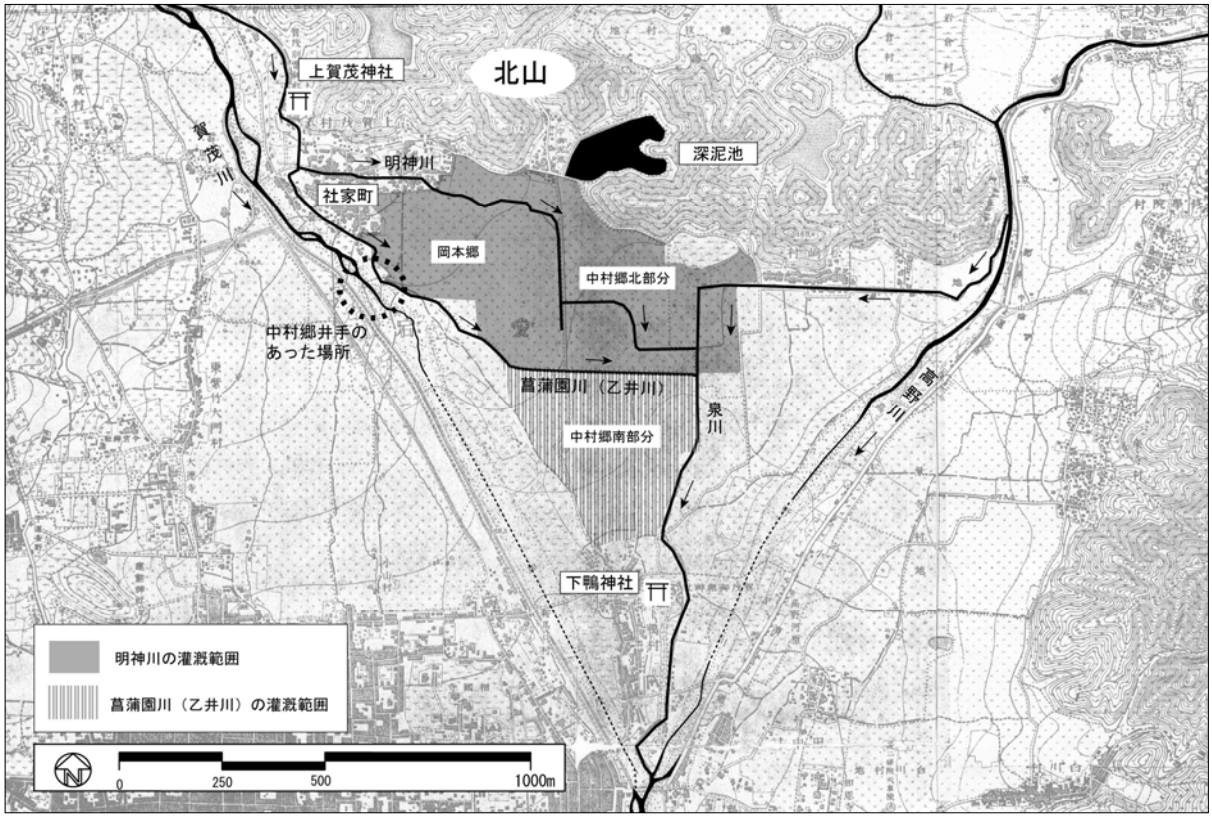


**図－１**　中世の上賀茂神社領岡本郷と中村郷への灌漑用水路
（須磨千頴『賀茂六郷境内諸郷の復元的研究』内「[1]宝徳三年岡本郷地からみ帳記載田地復元図」
「[4]宝徳三年中村郷地からみ帳記載田地復元図」を参照し『明治22年仮製2万分の1地形図』上に筆者作成）

としてみなされるようになり，明治に至ったと推測される[6]．

明治期に見られる社家町内の水システムは，以上のような明神川と菖蒲園川の特性を利用して設定されている．社家町内の水路は，神社境内から直接分離して明神川に合流する沢田川[7]の系統を除いて，明神川と菖蒲園川という二つの幹線水路の間に形成されている．これらの水路は，社家町付近の北から南への緩やかな地形勾配を利用して，東へ流れる明神川の水の一部を幾筋かの系統に分けて南流させ，水を集落内へ行き渡らせる．そのうち中大路辻子以西の系統は最終的に南の菖蒲園川へ合流するが，その後菖蒲園川以南の農地へ供給される．一方南大路辻子以東の系統は東に隣接する農地へ直接供給される．どちらの場合にも，集落内で生活に利用した水を下流の農地で再利用できるような仕組みとなっており，社家町内の水システムが集落内の生活用水と農業用水を兼ねていたことが確認される．

## ３．明治以降の水システムの変遷の把握

社家町においては，辻子や敷地境界に沿って設けられた水路から池へ引き入れられた水は，元の水路に戻される，あるいは隣地の池へ受け渡される仕組みとなっている．このため，池は各家庭における水利用の場としての側面だけでなく，下流への導水経路としての側面も持ち合わせている．従って，社家町内の水システムでは，水路および池の連なりをひとつの系として評価する必要がある．

本章では，このような水システムの変遷を把握するために，池と水路に対して行った調査の方法および復元図作成プロセスを示し，得られた結果を提示する．なお以下では，社家町内で確認された池に対して個体番号を付している．

### （１）調査方法

#### ａ）既往研究・文献調査

社家の池を扱った文献や研究として以下を参照し，各年代での池の有無を判定する材料として用いた．

①「社家について」[8]（1963（昭和38）年）
京都市立加茂川中学校生徒会出版『加茂川』13 号に収録．
池N-3，池M-13，池T-6のある社家が掲載されている．

②『京都・民家の庭』[9]（1965（昭和40）年）
池N-8，池T-6，池T-8のある庭の写真が掲載されている．

③『上賀茂 町なみ調査報告』[10]（1978（昭和53）年）
伝統的建造物群保存対策事業として 1977（昭和 52）年に行われたヒアリングと実測調査の内容を収録している．多数の社家宅の敷地平面図が収録されており，当時の池の状態や過去の池の存在についても一部言及されている．

#### ｂ）地図・住宅地図の読み取り調査

地図の中には細かい水路や池の所在を読み取ることができるものがあるため，それらを地図作成当時の状況を表す情報として採用した．また池の消失が土地の分譲あるいは土地所有者の変化に起因している敷地の場合，各年代の住宅地図の読み取りによりおよその消失年代を特定した．用いた資料を以下に示す．以下の①～④について，**図－２**にその一部を例示する．

①『壬申地券字引絵図』（明治5～8年）
2002年に京都市立上賀茂小学校で発見された，上賀茂村を

① 壬申地券字引絵図（敷地割と細い水路が描かれる）

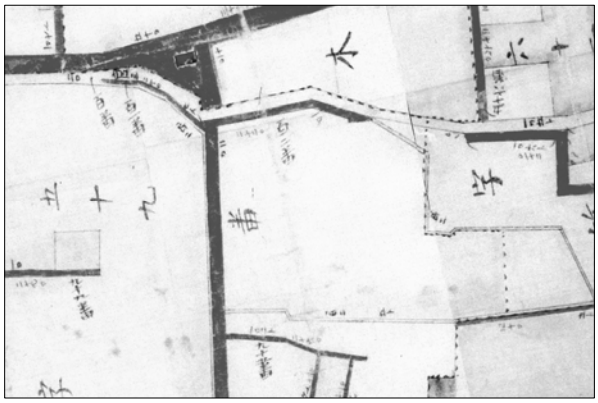

② 官有地籍図 上賀茂乙（①と同様の細い水路が描かれる）

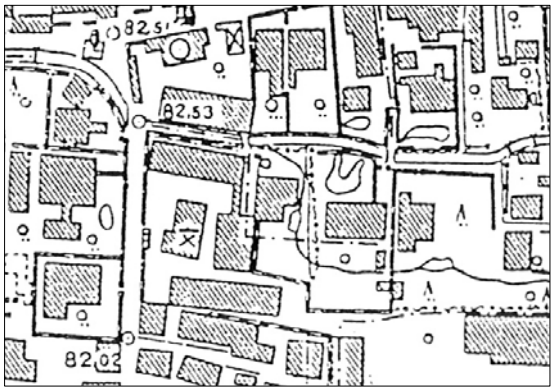

③ 3000 分の 1 都市計画地図（細い水路や一部池が描かれる）

④ 京都市現況平面図（一部池が描かれる）

**図－２**　分析に用いた地図（それぞれ藤ノ木通と南大路辻子の交差点付近を抜粋）

描いた字絵図である．晴池が消失した後を描く[11]ことや小学校の位置などから，明治初期の上賀茂村を描いたものと推測できる．敷地割と土地の所有者，水路を読み取ることができる．大石[12]はこれを明治 5 年から 8 年の間に作成された『壬申地券字引絵図』としており，本研究でも『壬申地券字引絵図』と表記する．

② 『官有地籍図 上賀茂乙』（京都府立総合資料館所蔵，明治 18 年）

描かれている社家町内の水路は，沢田川系の水路を除いて，全て①と同じである．ただし敷地割が描かれていないため，分析には主に①を用いた．

③ 『3000 分の 1 都市計画地図』（1922（大正 11）年～1954（昭和 29）年）

大正 11 年，昭和 4，11，29 年のものがある．社家町内の水路と池の一部が描かれている．昭和発行のものは大正 11 年のものを修正する形で作成されていると推測され，補助的に用いた．

④ 『京都市現況平面図』（1985（昭和 60）年）

社家町内の水路や道路側溝が 500 分の 1 の精度で描かれている．ただし民地内の池や水路については航空写真を元にしているため，実在しないはずの池が描かれている場合があるなど，実情と異なっている描写も多い．その場合はヒアリング調査で得られた情報を優先した．

⑤ 住宅地図（1957（昭和 32）年～2002（平成 14）年）

土地所有者および敷地割の変化を読み取った．

**ｃ）現在の住民へのヒアリング調査**

ａ）とｂ）の内容を参照し，現在池がある，もしくは過去に池が存在した可能性のある敷地の住民および過去の社家町を詳しく知る住民 9 名（年齢は 50 代～70 代）に対し，訪問形式でヒアリング調査を行った．期間は 2007 年 11 月 2 日～2008 年 1 月 22 日，期間中に確認できなかった点については，各対象者に随時追加調査を行った．

ヒアリング内容は主に，水路と池の起源や改変の有無，改変があった場合にはその理由である．

**（２）水システムの復元図作成プロセス**

以上の各調査を通して得られた情報を，以下のような手順で整理し，各年代の水システムの状態を把握した．

**ａ）水路網の変遷の把握**

明治期の水路網として『壬申地券字引絵図』と『官有地籍図』の内容を採用した．ただし当時の池の所在との兼ね合いから，これらに描かれていない水路が存在した可能性が考えられたため，それらを加えた．後年の水路については，先に作成した明治の水路網を調査で得られた情報を元に順次改変する形で把握した．

**ｂ）池の変遷の把握**

各池の変遷については，各調査で得られた情報を以下のような手順で整理し，各年代の状況を把握した．

・文献や地図に池が表記されている場合には，池の掘り込みが存在し，明神川の水が引水され水システムに組み込まれていたものと判断した

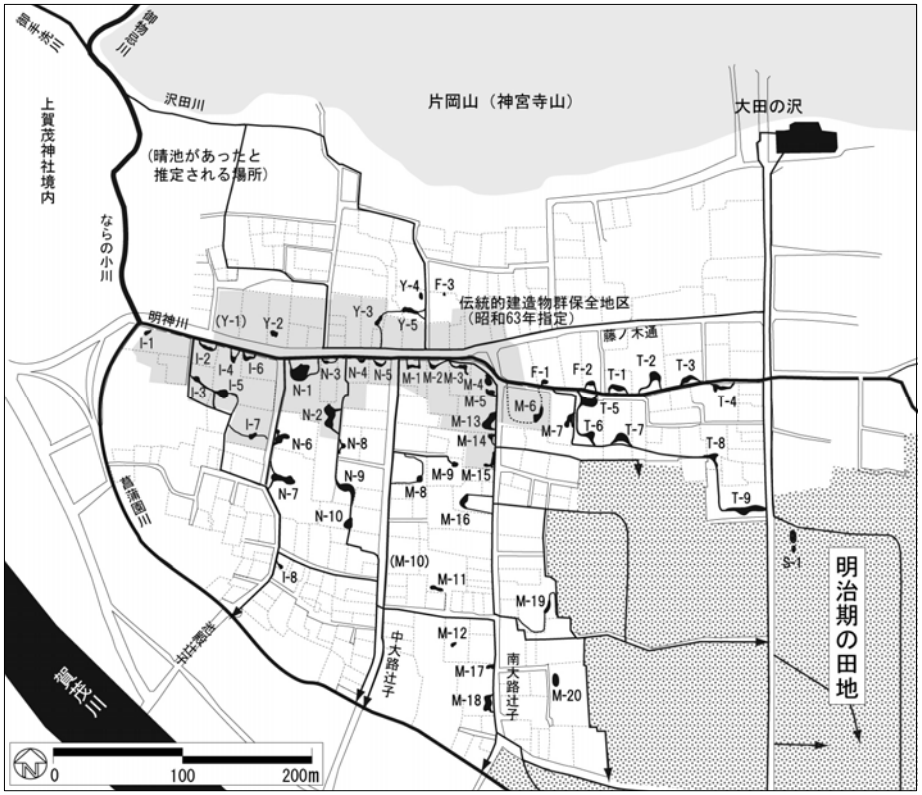


注：
・この図は，各年代の社家町で見られた池を一枚の地図上に表したものであり，実際にこのような状態の水システムがある年代に存在したわけではない
・池 M-10 と池 Y-1 については，池が存在したという事実は確認できたものの池の位置や形を確認できなかったため，池のあった敷地を個体番号（括弧付）で示すにとどめた
・池 M-2 は昭和 40 年ごろに敷地内で位置が変更されている．本図では変更前の様子を示した
・池 M-11 および池 F-3 は設置当初より井戸水や水道水を用いていたため，水システムには組み込まれていない．また池 M-12，池 M-20，池 Y-2,4，池 S-1 は敷地外部からの引水経路および配水経路が不明である．従ってこれらの池については水システムとの接続関係を表記していない

**図－３**　社家町で確認された池とその個体番号（水路は明治期～大正期のものを示す，筆者作成）

・ヒアリング対象者やその家族，以前の住人や近隣の住人などから得られた確実性の高い情報をもとに，各年代における池の掘り込みや引水の有無を確認した．特に戦後については，池の掘り込みがあっても引水されておらず枯池の状態であったり，井戸水や水道水が供給されているなど，水システムに組み込まれていなかった池が複数の箇所で確認された．その場合にはその旨を明記し，後に提示する水システムの復元図からは除外した
・ヒアリングや地図から情報の得られない箇所については，池の存在していた可能性がある場合，上記と区別して示した

**図－２**に今回の調査で把握された全ての池を示し，**表－１**に各池に関する情報を年表としてまとめた．

**（３）調査結果**

以上の調査と分析を経て，各年代の水システムの復元図を作成した．ただし明治期の状態を確認できない池が多かったため，大正 11 年～大正末年の水システムの状態の復元図を**図－４**に，現在の水システムの状態図を**図－５**に示した．なお調査対象として取り上げた世帯数は 48 軒，池は 56 箇所である．

## ４．明治以降の水システムの変遷に関する考察

### （１）池と水路網の起源と取水停止年代について

今回の調査では，社家町内で大正以降に新設された池が 9 箇所確認され，そのうちの 7 箇所は当初水システムから水を引き込んでいた．このことから，水システムの水利権が下流に農地を持つ農家に与えられた近代以降においても，社家町内の水利権を持たない住人が池を新設し，自邸内に引水を始めることが可能であったことがうかがえる[13]．社家町の池はこれまで，社家の伝統的な住まいの池庭を構成する要素としてその歴史性が指摘されてきたが，社家町解体後に新設された池も多数存在したことが明らかになった．今回の調査では起源を特定できなかった池についても，社家町解体後の明治期に新設された，あるいは改変された可能性がないとは言えない．近世以前の水システムの推定には，慎重な検討が必要である．

また今回調査対象となった池のうち，過去に水システムから取水していた，あるいはその可能性が高い池が 50 箇所確認されたが，そのうちの約半数が現在，池が埋められてしまった状態，または池に水がない枯れ池の状態である．それらのほとんどが，1977（昭和 52）年に伝統的建造物群保存対策事業として社家町の現況調査が行われた後に，伝建地区外のエリアで失われている．

### （２）社家町の各エリアにおける水システムの特徴

**図－４**および**図－５**の水システムの復元図を比較することにより，社家町内の水路と池の接続関係や変遷の様子にエリアごとの特色が見出された．以下では，それぞれのエリアにおける水システムの条件差が後の池の変遷や保存状態に与えた影響について考察する．

**ａ）南大路辻子以西の明神川南沿い（池 I-1,2,4,6，池 N-1,3～5，池 M-1～4）**

これらの池は，敷地に隣接する明神川から取水している．3 箇所で池の改変または消失が確認されたが，池の保存状態は他のエリアと比べて良い．これは，伝建地区に指定されているため敷地の分譲や開発が制限されていること，また水システムの特徴としては，下流への灌漑用水路を兼ねた明神川の水量が安定しているため水源に問題が見られないこと，また各池が個別

## 表－1　明治以降の社家町内の各池の変遷

年代（年号・西暦）：明元 1868／明5-8 1872-75／明18 1885／大元 1912／大11 1922／昭元 1926／昭38 1963／昭40 1965／昭52 1977／昭60 1985／平元 1989／現在 2008

| 場所 | | 伝建地区内か否か | 調査対象池 | 壬申地検字引絵図 | 官有地籍図 | 都市計画地図 | 加茂川十三号 | 京都・民家の庭 | 町なみ調査報告 | 京都市現況平面図 | 筆者らによる調査 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 池殿町 | 明神川南沿 | ○ | I-1 | | 屋敷は120年ほどの歴史を持つ | 戦後には既に池があった | | | × | | × | ヂリガニが入ってくるため，s50年ごろに枯山水の庭に改修 |
| | | ○ | I-2 | | | | | | ○ | | ○ | |
| | | ○ | I-3 | | | | | s40年代に既存の水路を改造し新設 | ○ | ○ | ▲ | h8年に池I-5のある社家の空き家化に伴い取水停止 |
| | | ○ | I-4 | | 屋敷は桃山時代まで遡る（『加茂川』13号） | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | ○ | I-5 | | | | | | ○ | | ▲ | h8年に池I-5のある社家の空き家化に伴い取水停止 |
| | | ○ | I-6 | | 屋敷はm41年まで遡られ、池はそれより古い（『町なみ調査報告』） | | | | ○ | ○ | ▲ | s50年頃家屋に湿気がたまらないよう取水停止 |
| | | ○ | I-7 | | | | | | × | ○ | | h8年空き家になり取水停止（津田氏） |
| | | × | I-8 | | 大正に先々代が新設したものと推測される．戦後には既に水をひいていなかった | | | | | | ▲ | |
| 中大路町 | 明神川南沿 | ○ | N-1 | | | ○ | | | ○ | | ○ | 取水はポンプアップによる |
| | | ○ | N-2 | | m8年以降に3軒の民家の敷地を用いて作られた和風住宅の池で，住宅建築の際に池も新設または改修されたものと推測される | ○ | | | ○ | | ○ | 取水はポンプアップによる |
| | | ○ | N-3 | | 池N-1と同じ和風住宅の池で，同じく住宅建築以前の状況は不明 | | | ○ | ○ | s50年代に改変された | ○ | |
| | | ○ | N-4 | | | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | | ○ | N-5 | | 庭園は旧状を保っており，生垣は明治末期まで遡られる（『調査報告』） | | | | ○ | ○ | | |
| | | × | N-6 | | 屋敷は江戸末期のもの（『加茂川』13号） | | | | ○ | s59年にマンションが建設され（住宅地図）池が埋められたと考えられる | × | |
| | | × | N-7 | | | ○ | | | | | × | |
| | | × | N-8 | | 屋敷は江戸末期のもの（『加茂川』13号） | | | | | s41年にマンション建設で池が埋められたと考えられる | ▲ | |
| | | × | N-9 | | | | 前住人がs5～6に池を新設した | ○ | | ボーフラがわくため昭和末～平成のはじめに取水停止 | ○ | |
| | | × | N-10 | | | | | 数百年の歴史がある（『京都・民家の庭』） | | | ○ | |
| 南大路町 | 明神川南沿 | ○ | M-1 | | | | | | ○ | 近代以前の池で現在でも水を引き込んでいる（萬徳氏） | ○ | |
| | | ○ | M-2 | | | | s16年に屋敷が建築、池はそれ以前のものである（『町なみ調査報告』） | | | ○ | ○ | 取水はポンプアップによる |
| | | ○ | M-3 | | | | | s40年頃風水上の理由で池を屋敷の北から南に移設 | ○ | ○ | | |
| | | ○ | M-4 | | 先代が明治に家を購入、戦前に書店建築のために池を埋め立てた | | 屋敷はs6年に建築された．庭園にはあまり手を加えられていない（『町なみ調査報告』） | | | | × | |
| | | ○ | M-5 | | | | | | | | ○ | |
| | | ○ | M-6 | | 現況平面図と同様の土地利用がs27年都市計画地図にも見られ，それ以前に池が新設されたものと推測される．s40年には確実に池が存在した．h9年に水質悪化のため井戸水へ水源変更 | × | | | | ○ | △ただし井戸水 | |
| | | × | M-7 | | | ○ | | | ○ | | × | s59～62に土地の所有者が変化しており（住宅地図）その際に池が消失したと推測される |
| | | × | M-8 | | | | 昭和初期に住み始めた頃には池が既にあった | | | ○ | △ただし井戸水 | s60年頃下水道整備に伴い井戸水へ水源変更 |
| | | × | M-9 | | | 起源は明らかでないが，大正期，先代の頃までは遡ることができる | | | ○ | ○ | △ただし井戸水 | s60年頃下水道整備に伴い井戸水へ水源変更 |
| | | × | M-10 | | | | | | × | | × | s52年当時には池がなかったがその昔池があった（『町なみ調査報告』） |
| | | × | M-11 | | | | | s30年代初期に水道水により池を増設 | | | × | h17年より枯山水の庭に改造 |
| | | × | M-12 | | | | | | | ○ | | 情報が一切なく不明 |
| | | ○ | M-13 | | 屋敷は徳川中期のもの（『加茂川』13号）、屋敷と茶室は池を明らかに意識したものである | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| | | ○ | M-14 | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | ○ | M-15 | | | | | | | | ○ | |
| | | × | M-16 | | | | | | | ○ | ○ | |
| | | × | M-17 | | 屋敷は天保3年以前のものであり，屋敷のつくりは池を明らかに意識したものである | | | | | | ▲ | |
| | | × | M-18 | | 祓のための池と伝えられており，s10年当時既に水がなかった | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | × | M-19 | | 屋敷と池は天明2年に設けられた | | | | | | ▲ | |
| | | × | M-20 | | | ○ | 昭和末～平成初期の側溝整備により十分な水が入らなくなり，h10年より穴のみに通水．しかしh17年より完全に取水停止 | | | | | |
| 竹ヶ鼻町 | 明神川北沿 | × | T-1 | | | 情報が一切なく不明 | | | ○ただし排水部の写真のみ | | × | |
| | | × | T-2 | | | ○ | 60年ほど前まで確実に池があった | | | s55年に3戸に分譲された際に池が消失（住宅地図，梅辻氏） | ▲ | |
| | | × | T-3 | | t11年都市計画地図上の池は現況平面図のそれと位置が異なっている．60年くらい前には確実に池があった（梅辻氏）．いつから水が入ってないのかは定かでない | ○ただし現在の池と位置が異なる | | | | ○ | ○ | |
| | | × | T-4 | | | | 先代が戦前から住み始めた．大正くらいまでは遡られると推測される．戦後に水の取り入れ口を増設している | | ○ | | ○ | |
| | 明神川南沿 | × | T-5 | | 近代以前に秋篠宮家の方が池を褒めていたという逸話がある | ○ | | ○ | ○ | | × | |
| | | × | T-6 | | 屋敷は江戸末期のもの（『加茂川』13号）、庭が江戸末期（『京都・民家の庭』） | ○ | | ○ | ○ | s63年に11戸に分譲された際に池が消失（住宅地図，梅辻氏） | × | |
| | | × | T-7 | | 屋敷は江戸末期のもの（『加茂川』13号）、庭が江戸末期（『京都・民家の庭』） | ○ | | ○ | ○ | s63年に11戸に分譲された際に池が消失（住宅地図，梅辻氏） | × | |
| | | × | T-8 | | 屋敷は江戸末期のもの（『加茂川』13号） | ○ | | | ○ | h4年マンション建設に伴い池が消失（住宅地図，梅辻氏） | ○ | |
| | | × | T-9 | | 江戸末期作庭（『京都・民家の庭』） | ○ | | ○ | ○ | ○ | × | h6年現在の建物が建ちその際に池が消失したと推測される |
| 山本町 | | ○ | Y-1 | | | | | | | | × | かつて池があったが現在までに埋められた（津田氏） |
| | | ○ | Y-2 | | | | | | | ○ | × | かつて池があったが現在までに埋められた（津田氏） |
| | | ○ | Y-3 | | | | 大正末期に池Y-5の排水を利用して開削 | | ○ | ○ | × | 池Y-4，Y-5のある住宅の売却に伴い取水停止 |
| | | × | Y-4 | | | | | | | ○ | | 池Y-5と同時に消失したと推測される |
| | | × | Y-5 | | | | 池Y-3が新設された大正末期には既に存在していた | | | ○ | × | h12～14年の住宅売却（住宅地図）に伴い消失 |
| 藤ノ木町 | 明神川北 | × | F-1 | | | | | | | | ○ | |
| | | × | F-2 | | | ○ | 60年ほど前には池があった（梅辻氏） | | | ○ | × | 過去の情報が不明<br>いつ埋められたのか定かではない |
| | | × | F-3 | | | | | | s44年に井戸水の溜池を造成 | | △ただし井戸水 | |
| 蝉ヶ垣内町 | | × | S-1 | × | 壬申地検字引絵図上では農地であったため，m5年～t11年の間に新設されたものと考えられる | ○ | | | | ○ | × | 消失の時期と経緯は不明 |

○　…　池の掘り込みがあったことが確認できる
△　…　池の掘り込みがあり井戸水または水道水を入れていたことが確認できる
▲　…　池の掘り込みがあるが水を入れていなかったことが確認できる
×　…　池の掘り込みがなかったことが確認できる
無印　…　池についての情報が確認できない
（　）内は情報提供者および参照文献・研究を示す
特に記述のないものは，それぞれの敷地の現在の住民から得られた情報である

池の掘り込みがあり水システムから水を入れていたことが確認できる，または水を入れていたものと推測される
池の掘り込みはあったが水を入れていなかった，または井戸水など別の水を入れていたことが確認できる
池があったことを確認できないが存在した可能性がある

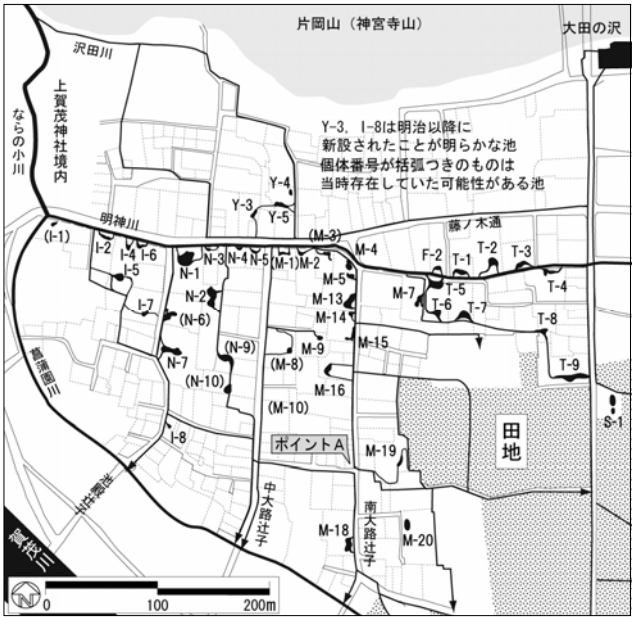


M-10の池はその位置や形が不明なため，敷地の場所のみを示した

**図－４**　大正 11 年～末年の社家町の水システムの様子（筆者作成）

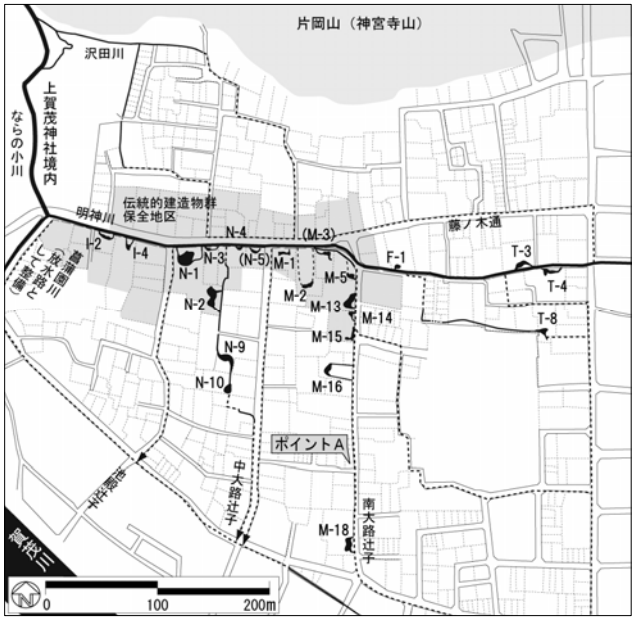


点線は暗渠、もしくは蓋のされている水路を示す

**図－５**　現在の社家町の水システムの様子（筆者作成）

に明神川から取水・排水を行っているためひとつの池の取水停止が周囲に影響を与えないことが理由として考えられる．

**ｂ）南大路辻子以東の明神川沿い（池 M-6，池 F-1,2，池 T-1～5）**

敷地に隣接する明神川から取水しているため，水源となる水システムの条件は南大路辻子以西と同じく良好であるが，エリアが伝建地区から外れているために敷地の分譲やマンション建設が進み，多くの敷地で池が消失している．

**ｃ）中大路町内（池 N-2,8～10）**

これらの池と各敷地境界を通る開水路は一つの送水系統を成している．池 N-8 以外は現在でも互いに連なっており，水量も安定している．この系統は現在，上下水道局に管理されている．

**ｄ）南大路辻子沿い（池 M-5,13～19）**

南大路辻子西沿いも，現在比較的多くの池が残っているエリアである．南大路辻子沿いの水路は社家町東に隣接する農地への通水路も兼ねているため，明神川から分流する他の系統に比べて流量が豊富であり，農繁期には優先的に水が送られているなど，池の水源としての条件は良い．また各池が個別に敷地外の水路から取水・排水を行っているため，ひとつの池の影響が他の池に伝播しにくくなっている．

ただし，現在道路側溝となっている南大路通り沿いの水路の改変が周辺の池に影響を与えたことも確認された．例えば 20 年ほど前の工事において，**図－４**に示すポイントＡの水路の接続が変更され，元来は南大路沿いの水路の水の全てが池 M-19 の方向へ流入していたのに対し，**図－５**のように更に南大路沿いに南下して，池 M-17,18 の池にまで供給されるようになった．加えてこの南大路沿いの水路の水路深が変更されて水位が下がり，池 M-19 へ接続する東向きの水路に水が入りにくくなってしまった．その結果，池 M-19 に水がうまく供給されなくなり，住人は池への引水を止めてしまったという．このように，社家町内の水システムは高低差を利用した自然流下により配水を行っているため，微妙なバランスの変化がシステムの崩壊に繋がる可能性がある．

現在，南大路通り沿いの水路は道路側溝として扱われており蓋がされているが，池の維持には水路の水位調節など細かな管理が不可欠であるため，周囲の住人が主体的に管理に参加できるような環境整備が望まれる．

**ｅ）竹ヶ鼻町南部（池 M-7，池 T-6～9）**

これらの池は，明神川から分かれ農地へ至る灌漑用水の系統を兼ねており，池 M-7，池 T-6,7 は水路から個別に水を取っているが，池 T-8 および池 T-9 は水路に連なる形で池を形成している．『壬申地券字引絵図』では 2 つの水路であったものが大正 11 年までにひとつにまとめられた系統である．周辺が開発され，現在は池 T-8 への通水のみが行われている．

**ｆ）池殿町南西部，池殿辻子沿い，中大路辻子沿い（池 I-3,5,7,8，池 N-6,7，池 M-8,9）**

明神川の水を池 I-2,3 のある敷地の西辺に沿った水路から分流し，その水を引き込んだ系統は，池 I-3,5,7 を有する 3 軒の敷地にのみ通水している．池 I-7 のみが独立しているが，池 I-7 のある住宅が空き家になった際に水路の取水を停止することで上記 3 軒が合意したという．

池殿辻子沿いの水路と中大路辻子沿いの水路は『壬申地券字引絵図』に描かれておらず，これらの系統は明治以降に新設された可能性も考えられる．池 M-8,9 は当初，**図－４**に示すように，中大路辻子沿いの水路から派生した東向きの水路から引水を行っていた．しかし下水道整備事業に伴って中大路辻子沿いの水路深が変更され，この水路の水位が下がってしまったために，先述した池 M-19 と同様に，東向きの導水路に水が入らなくなり，池に水が引き込めなくなってしまったという．池 N-6,7 はマンション建設に伴い池が消失し，池 I-8 も枯れ池の状

態である．これらの系統の水路は，現在失われているかもしくは水がほとんど流れていない状態であり，その水を引き込む池も見られない．

**g）明神川北山本町（池 Y-3～5）**

社家町の水路網のほとんどは明神川以南に広がっているため，藤ノ木通以北には沢田川（旧晴池）の系統にあたる水路もしくは大田の沢の下流にあたる水路しかない．従って，藤ノ木通以北の社家宅には基本的に水路の水を引き込んだ池が設けられていないが，池 Y-3～5 は沢田川系の水路から引水した池である．池 Y-3 は池 Y-5 の排水を引き込んでつくられていたため，池 Y-5 への通水がなくなると池の維持が難しくなり，消失に至った．

## 5．おわりに

本研究で解明された社家町の池と水路によって構成された水システムの変遷史はまだ一部に過ぎず，不明な点も多く残されたが，得られた成果のうち重要な点を以下にまとめる．

- 社家町の水システムは，広域的な灌漑システムの中で決定された明神川と菖蒲園川の特性を活かし，集落内で生活に利用した水を下流の農地で再利用できるような仕組みとなっていたことを確認した
- 社家町内にこれまでに存在した池を，56箇所確認した．このうち水路の水を過去に引き込んでいたことが明らかな池は50箇所であり，その約半数が現在取水を停止，もしくは既に消失していた
- 社家町で水路の水を引き込んでいた池のうち，明治以降に新設されたことが明らかな池が7箇所発見され，水利権が発生した近代以降においても，社家町内の水利権を持たない住人が池を新設し水システムから引水を始めることが可能であったことが確認できた
- 池の変遷にはエリアごとに異なる傾向が見られた．伝建地区外では開発により池が消失するケースが多かった．また明神川や中大路町内の水路，南大路辻子沿いの水路のように流量が豊富な系統では，現在も水システムから取水を継続している池が多くみられた．反対に流量が少ない系統から取水している池，もしくは他の池から直接水を引き込んでいる池では，取水や排水に問題が生じ取水を停止した箇所が多くみられた．以上のように，開発の有無だけでなく，水システムの特徴も池の残存状況に影響を与えていることが確認された．

また，ヒアリング調査からは，池の持ち主が必ずしも水の引き込みや池の維持に対して積極的でない面もうかがえた．その背景には，昭和30年代以降の水システムの水質の悪化[14]のほかに，社家様式の邸宅における従来の池の利用目的が現代的な生活のニーズに合致しないことが理由としてあるようである．伝統的な社家様式の邸宅における池の位置づけについては，今後の研究課題としたい．

**謝辞**：本研究の実施に当たり，上賀茂社家町にお住まいの方々には，ヒアリング調査や古地図閲覧・解読の際に多大なるご支援をいただいた．記して謝意を表します．

**参考文献および補注**

1) 京都市都市計画局：『上賀茂町なみ調査報告』，p.2，1978年
2) 清水三男：「山城国上賀茂社境内六郷」，『清水三男著作集2日本中世の村落』，校倉書房，1974年
3) 須磨千頴：『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』，法政大学出版局，2001年
4) 須磨によると，菖蒲園川は中世当時「乙井川」の名で記されていたという
5) 財団法人糺の森顕彰会：『鴨社古絵図展』，p.55，1885年
6) 『賀茂川筋井手絵図』や『蓼倉郷養水図』によると，社領再編以後下鴨社領となった旧中村郷南部への灌漑用水は，明神川からの分流ではなく菖蒲園川中程に設けられた中村郷井手（下鴨誉水）から取水されており，菖蒲園川が上賀茂神社領の灌漑用水系統から分離されていたことがわかる．
7) 上賀茂神社境内にはかつて神宮寺がおかれ，その中に晴池と呼ばれた池があった．沢田川はかつてその晴池に水を送るための水路であったと考えられる．晴池は明治初頭の神宮寺の移転に伴い埋められ，その後沢田川系の水路だけが残されている．
8) 京都市立加茂川中学校社会科クラブ著：「社家について」，『加茂川』，13号，京都市立加茂川中学校生徒会，pp.10-27，1963年
9) 京都新聞社編：『京都・民家の庭』，鹿島研究所出版会，1965年
10) 前掲：『上賀茂町なみ調査報告』
11) 晴池については補注7)を参照
12) 大石和男：「明治地租改正期の上賀茂における社家と農家（その1）」，『賀茂文化』，第4号，p54-65，賀茂文化研究会，2007年
13) 明神川を基点とする水システムの水利権は，現在でも下流に農地を持つ農家が所有し，社家の住人には与えられていない．しかし，社家町内の各池への引き込みに対する水の使用料に関する情報は，今回の調査では確認されなかった．社家町内の水路網が明治以前に遡られることを考慮すると，明治に慣行水利権が発生した後にも，池の所有者である社家の住人と水利権を持つ農家の間で独自のルールが存在しており，自由な池への引水が認められていた可能性が考えられる．例えばヒアリング調査からは，町内の水路の掃除や修復といった管理は農家が担っていたが，それに対して社家が農家にお礼を渡していたことも確認されている．
14) 明神川の水質悪化と美化活動の展開については，勝矢淳雄「上賀茂明神川における美化保全活動の課題と今後の課題」（『京都産業大学国土利用開発研究所紀要』第22号，2001年）に詳しい．